

B & G財団 ○○ 海洋センター
施設等無償譲渡契約書

B & G 財団〇〇海洋センター施設等無償譲渡契約書

譲渡人財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団会長　〇〇〇〇(以下「甲」という。)と譲受人〇〇市長〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により B & G 財団〇〇海洋センター(以下「センター」という。)施設等の無償譲渡契約を締結する。

(信 義 則)

第 1 条　甲及び乙は、信義に従い、誠実に本契約を履行しなければならない。

(無償譲渡)

第 2 条　甲は第 3 条に掲げる物件(以下「譲渡物件」という。)を第 4 条の条件を付し、乙に無償譲渡するものとする。

(譲渡物件)

第 3 条　譲渡物件は、次のとおりとする。

名　　称	B & G 財団〇〇海洋センター
	〇　〇　県〇　〇　市
種　　類	
構　　造	
階　　数	〇階建
延床面積	〇, 〇〇〇㎡

(譲渡条件)

第 4 条　譲渡の条件は、次のとおりとする。

①名　　称

「〇〇市・町・村 B & G 海洋センター」の名称を使用すること。

②目的外使用の禁止

センターの管理運営は、甲の目的に則り行うこと。

③海洋性レクリエーション指導員基準による各種指導員の配置

センターにおける「B & G海洋性レクリエーション指導員の配置に関する基準」による各種指導員を配置すること。

④海洋性レクリエーション指導員再訓練等への派遣

海洋性レクリエーション指導員を甲の行う各種指導員の再訓練及び研修会等に派遣すること。

⑤「モーターボート競走益金標示看板」の掲出

掲出してあるモーターボート競走益金による建築物であることを示す看板を除去したり、付け替えたり、または、隠蔽したりしないこと。

⑥利用状況報告及び関連資料等の提出

利用状況について譲渡前と同様、月毎に報告し、かつ甲からセンターに関連した調査、参考資料等の提出の依頼があった時は、これに協力すること。

⑦財団各種事業等への協力

甲の行う海洋大会等に参加し、協力すること。

⑧施設の維持・保全

センター施設の維持・保全等の費用は、原則として乙が負担する。

⑨公租公課の負担

譲渡に係る課税が生じた場合は、乙において負担するものとする。

⑩譲渡及び売却の禁止等

センター施設の機能を失うような増改築を行ってはならない。また、センター施設を他に譲渡または売却してはならない。

⑪抵当権設定の禁止

いかなる理由による抵当権設定も、これを行ってはならない。

(既締結契約の解除)

第5条 本契約の物件に係る既締結の「用地無償貸付」並びに「運営委託」等の契約は、本契約の締結をもって自動的に解約するものとする。

(協 議)

第 6 条 この契約に定めのない事項、または、この契約について疑義が生じた場合の措置
 については、甲・乙双方が協議のうえ処理するものとする。

(譲渡時期)

第 7 条 譲渡日は、平成○年○月○日とする。

 この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する
 ものとする。

平成○年○月○日

甲：東京都江東区深川一丁目 6 番 3 号

財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

乙： (役 所、役 場 住 所)

○○市長 ○ ○ ○ ○ 印